

(仮称) 鶴岡八森山風力発電事業  
環境影響評価準備書についての  
意見の概要と事業者の見解

平成 29 年 5 月

合同会社 JRE 鶴岡八森山

## 目 次

|   |   |
|---|---|
| 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧                              | 1 |
| 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧                               | 1 |
| (1) 公告の日  | 1 |
| (2) 公告の方法   | 1 |
| (3) 縦覧期間  | 1 |
| (4) 縦覧場所及び縦覧時間                                    | 2 |
| (5) 縦覧者数  | 2 |
| 2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催                           | 2 |
| (1) 公告の日及び方法                                      | 2 |
| (2) 開催日時、開催場所及び来場者数                               | 2 |
| 3. 環境影響評価準備書についての意見の把握                            | 3 |
| (1) 意見書の提出期間                                      | 3 |
| (2) 意見書の提出方法                                      | 3 |
| (3) 意見書の提出状況                                      | 3 |
| 第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と<br>事業者の見解 | 4 |

※会議資料として、ページ番号を振り直しているため、参照ページは一致しない。

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)についての環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

#### (1) 公告の日

平成29年3月8日(水)

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙

平成29年3月8日(水)付の以下の日刊紙に「お知らせ」を掲載した。

・山形新聞(朝刊:2面) [別紙1参照]

##### ② 地方公共団体の広報紙

平成29年3月1日(水)発行の鶴岡市の広報紙に情報を掲載した。

・広報つるおか 平成29年3月号 [別紙1参照]

##### ③ インターネットによるお知らせ

平成28年3月8日(火)から以下のホームページに情報を掲載した。

・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ [別紙2参照]

<http://www.jre.co.jp/>

なお、山形県及び鶴岡市のホームページよりジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社のホームページにリンクをされることにより、準備書及び要約書が参照可能とされた。

[別紙3、別紙4参照]

#### (3) 縦覧期間

平成29年3月8日(水)から4月7日(金)まで

(土・日・祝日、施設の休館日は除く)

#### (4) 縦覧場所及び縦覧時間

##### ① 関係自治体の庁舎及び周辺自治会の公民館での縦覧

関係自治体の庁舎 1 箇所、事業実施区域周辺の自治会公民館等 6 箇所、計 7 箇所において縦覧を行った。

|               |                     |             |
|---------------|---------------------|-------------|
| ・鶴岡市役所市民部環境課  | (山形県鶴岡市馬場町 9-25)    | 09:00～17:00 |
| ・三瀬コミュニティセンター | (山形県鶴岡市三瀬字堅田 138-8) | 〃           |
| ・堅苔沢公民館       | (山形県鶴岡市堅苔沢字淵の上 533) | 〃           |
| ・山五十川公民館      | (山形県鶴岡市山五十川甲 475-1) | 〃           |
| ・安土公民館        | (山形県鶴岡市五十川字安土 46-1) | 〃           |
| ・小波渡自治会館      | (山形県鶴岡市小波渡字浜田 53-1) | 09:00～15:00 |
| ・五十川自治公民館     | (山形県鶴岡市五十川乙 14)     | 10:00～16:00 |

##### ② インターネットの利用による公表

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社のホームページに準備書の内容を掲載し、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。〔別紙 2 参照〕

#### (5) 縦覧者数

関係自治体の庁舎及び周辺自治会の公民館における縦覧者数は、23 名であった。

|               |      |
|---------------|------|
| ・鶴岡市役所        | 2 名  |
| ・三瀬コミュニティセンター | 8 名  |
| ・堅苔沢公民館       | 0 名  |
| ・山五十川公民館      | 2 名  |
| ・安土公民館        | 11 名 |
| ・小波渡自治会館      | 0 名  |
| ・五十川自治公民館     | 0 名  |

## 2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び方法

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。〔別紙 1, 2, 4 参照〕

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、以下のとおりである。

- ・開催日時：平成 29 年 3 月 20 日（月・祝） 13 時 30 分～15 時 00 分
- ・開催場所：鶴岡市総合保健福祉センター にこふる（山形県鶴岡市泉町 5-30）
- ・来場者数：7 名

### 3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

#### (1) 意見書の提出期間

平成29年3月8日（水）から4月21日（金）まで  
（郵送の場合は当日消印有効）

#### (2) 意見書の提出方法

意見書の提出は、以下の方法により受け付けた。意見書の用紙〔別紙5参照〕は、縦覧場所に備え付けるとともに、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社のホームページから入手できるようにした。

- ・ 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・ ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社への郵送

#### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は5通（意見書箱への投函3通、郵送2通）、意見総数は34件であった。

## 第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条及び第19条規定に基づく、準備書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

### 1. 事業計画全般に関する事項

| No. | 意見の概要   | 当社の見解   |
|-----|---|---|
| 1   | 環境にやさしい風力発電が早く運転開始が出来るよう期待しています。<br>地域活性化にともない、いこいの広場、展望駐車確保出来ればいいと思います。<br>自治会住民も早い運転開始が出来るよう期待しています。            | 環境へ配慮し、地域活性化にも資するように、事業を進めてまいります。   |
| 2   | 早く運転開始が出来る事を希望します。  |   |
| 3   | 地元への配慮<br>◎大きなプロジェクトの割には、業種から採用人数は多くないと思われるが、雇用が必要な場合は極力地元からの採用を考慮されたい。また、建設や爾後の保全等の用材等で地元にあるものは地元から用立てる様に考慮されたい。 | 本事業の建設にあたっては地元業者による工事の実施を予定しています。運転開始後の管理業務についても地元からの採用を検討します。<br>建設資材や運転開始後のメンテナンスに用いる物品等については、地元から調達することを検討します。 |

### 2. 動物・植物・生態系に関する事項

| No. | 意見の概要   | 当社の見解  |
|-----|---|--|
| 1   | コウモリ類について<br>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。<br>このことを踏まえて本準備書に対して以下の通り意見を述べる。 | コウモリ類につきましては、バットストライクの可能性があることから、適切な予測を行うために、高度別の自動録音調査や三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリの渡来期及び渡去期を確認する調査を行い、繁殖期には採餌に利用している場所の確認調査を実施しております。これをもとに、影響評価を実施しました。 |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 2 | <p>① 463 ページのコウモリ類調査のすべての調査時刻を具体的に記載すること。調査時刻の記載がないと解析データのすべてが無意味なものになる。</p>   | <p>調査時間帯はおおむね以下のとおりです。なお、ハープトラップは翌朝に確認・回収を行いました。</p> <p>任意踏査 夏季19～21時<br/> 秋季18～21時<br/> 冬季17～20時<br/> 春季19～22時</p> <p>捕獲調査 夏季18～0時<br/> 秋季17～3時<br/> 春季19～0時</p> <p>渡来調査 18～19時<br/> 渡去調査 17～19時<br/> 採餌場調査 18～22時<br/> 自動録音調査 17～6時</p> |
| 3 | <p>② 468 ページの「高度別超音波自動録音調査」において「平成 28 年 7 月 18 日以降のデータはノイズが多かったために解析に用いなかった」と記述されているが、何月何日までのデータを解析しなかったか、すなわち欠測扱いの期間を示すこと。</p> <p>また、ノイズとは何か示すこと。通常、50m 高では風雨以外のノイズ混入は起こらない。</p>              | <p>風雨によりマイクが劣化し、正常に録音できなくなったと考えられます。</p> <p>よって平成28年7月18日～平成28年10月11日を欠測期間として扱いました。</p>   |
| 4 | <p>④ 高度別超音波自動録音調査における30m、50m のマイクの向きを記述すること。</p>   | <p>三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリの群棲地の方向が北側なので、マイクの向きは北方向です。</p>  |
| 5 | <p>⑤ 465 ページの「調査結果」でヒナコウモリが捕獲されている。本種は高空飛翔する代表的な種で、国内ではすでにバットストライクの影響を受けている。しかし、本準備書においてはヒナコウモリが重要種として扱われていない。事業者は「20kHz のコウモリ目の一種はヤマコウモリかヒナコウモリ」と推定しているのだから、種ヒナコウモリについての予測評価および保全対策を行うこと。</p> | <p>本準備書における重要な種の選定基準は、文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、環境省レッドリスト2015及び山形県の絶滅のおそれのある野生動物に記載されている種としています。ヒナコウモリはこれらに記載がないことから重要種として扱っておりません。</p> <p>なお、20-25kHz程度の音声を発するコウモリ類への影響については、625ページ及び700ページに予測及び評価の結果を記載しております。</p>               |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 6 | <p>⑥ 466 ページの自動録音調査（高度別超音波自動録音調査）において、繁殖期の調査が「平成 28 年 6 月 1 日～6 月 7 日」までしか行われていない。事業者は 472 ページの文献調査によって出産哺育期が 6 月中旬から 8 月中旬までであることを事前に知っておきながら、なぜ 6 月上旬のみを繁殖期の調査と設計したのか。自動録音調査は「意見②」で 7 月 18 日まで行われているはずである。意図的に外したと思われるけれども仕方がないのではないのか。理由を説明する必要がある。</p> | <p>影響予測が過小評価とならないよう、繁殖期の内、もっともコウモリ類の入感の多い1週間の音声を解析しました。</p>   |
| 7 | <p>⑦ 469 ページにおける各種のパラメータを示すこと。</p>   | <p>パラメーターは以下のとおりです。なお、数値は平均値、標準偏差、最小値及び最大値を示しております。</p> <p>ユビナガコウモリの音声 (FM音)</p> <p>SF (kHz) : 78.71±11.85 (61.73-109.98)<br/> MinF (kHz) : 48.31±1.63 (44.53-52.12)<br/> PF (kHz) : 53.25±4.17 (49.02-68.21)<br/> D (ms) : 5.83±2.56 (1.25-8.72)</p> <p>ユビナガコウモリの音声 (FM/QCF音)</p> <p>SF (kHz) : 54.61±3.63 (50.63-65.72)<br/> MinF (kHz) : 47.40±2.06 (41.88-49.48)<br/> PF (kHz) : 49.48±1.70 (46.06-52.64)<br/> D (ms) : 6.03±2.50 (2.82-13.39)</p> <p>テングコウモリの音声 (FM音)</p> <p>SF (kHz) : 108.52±8.28 (95.15-119.26)<br/> MinF (kHz) : 44.78±5.57 (37.70-55.18)<br/> PF (kHz) : 71.79±7.94 (61.52-84.35)<br/> D (ms) : 1.14±0.51 (0.8-2.15)</p> <p>コテングコウモリの音声 (FM音)</p> <p>SF (kHz) : 103.17±6.31 (96.19-110.84)<br/> MinF (kHz) : 68.75±1.88 (66.16-70.64)<br/> PF (kHz) : 85.04±3.66 (82.03-90.33)<br/> D (ms) : 0.75±0.09 (0.65-0.84)</p> <p>アブラコウモリの音声 (FM音)</p> <p>SF (kHz) : 61.59±11.50 (53.45-69.72)<br/> MinF (kHz) : 38.60±1.02 (37.88-39.32)</p> |



|   |   |  |
|---|---|--|
|   |   | <p>PF (kHz) : 45.17±0.99 (44.47-45.87)<br/> D (ms) : 2.88±0.51 (2.51-3.24)<br/> アブラコウモリの音声 (FM/QCF音)<br/> SF (kHz) : 52.36±2.22 (47.63-56.45)<br/> MinF (kHz) : 44.86±1.53 (41.67-48.34)<br/> PF (kHz) : 46.69±1.35 (43.29-49.32)<br/> D (ms) : 7.12±1.67 (4.38-9.89)</p>  |
| 8 | ⑧ 捕獲されたヒナコウモリについての音声パラメーターを示すこと。  | <p>パラメーターは以下のとおりです。<br/> ヒナコウモリの音声 (FM/QCF音)<br/> SF (kHz) : 36.98±4.61 (29.46-41.99)<br/> MinF (kHz) : 22.29±0.44 (21.73-22.90)<br/> PF (kHz) : 26.95±1.63 (24.41-28.91)<br/> D (ms) : 0.85±0.32 (0.43-1.31)</p>  |
| 9 | ⑨ 472 ページで「6月12日の確認から7月14、15日の確認の間に個体数が2倍となったのは出産によるものと考えられる」と断定しているが、出典には成獣と幼獣の個体数が記載されているのか。また、本当にすべての成獣雌が1仔を出産したから2倍になったのか。ユビナガコウモリの出産率(出生率)や群塊の動態(入れ替わり)等、科学的な根拠をもって考察すること。 | <p>出典には成獣と幼獣の個体数及びすべての成獣雌が1仔を出産したかについて記載されておりません。</p> <p>「日本列島におけるユビナガコウモリの個体数推定」(前田 2009)では三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリの群棲地は出産・飼育に利用する洞窟であり、雌集団(8千個体)が利用しているとの記載があります。山形の文化財検索サイト「山形の宝 検索navi」においてもお産洞(出産・飼育に利用する洞窟)であり約1万個体が利用しているとの記載があります。</p> <p>また、山形県文化財保護協会による調査報告書には5月～9月まで群棲地を利用していること、10月にはユビナガコウモリが生息しなくなることが記載されております。このことから、群棲地は繁殖期のみの利用であることが分かります。</p> <p>さらに、コウモリ識別ハンドブック(コウモリの会編 2011)においてユビナガコウモリは1産1仔であることが記載されております。</p> <p>以上を踏まえると、6月12日に確認された1万個体は群棲地に集まった雌集団であり、7月14日、15日に確認された2万個体は、</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    |   | <p>群棲地に集まった1万個体が出産したために、増加した個体数（出産雌及びその仔）であると考えました。</p> <p>なお、個体群の入れ替わりについては分かっておりません。</p>  |
| 10 | <p>⑩ 473 ページの表 10.1.4-4 において、突然 2016 年 7 月 8 日の 1 日間のみ調査が行われているが、466 ページにおける採餌場調査は「平成 28 年 7 月 5 日～7 日」のほずである。整合が取れていないのではないか。5～7 日の結果を示し、8 日に調査を行った理由を述べること。</p> | <p>473ページの表10.1.4-4は渡来・渡去確認地点での調査結果をお示ししたものであり、採餌場調査の結果ではございません。そのため調査日が異なっております。</p> <p>なお、7月8日の調査はコウモリ類の捕獲調査を実施した際に、補足的に渡来・渡去の確認調査を行った結果をお示ししました。評価書には補足調査として7月8日の調査日を追記します。</p>  |
| 11 | <p>⑪ 474 ページの「種不明の音声.PF、40-50kHz」のパラメーターを示し、ユビナガコウモリとの区分について科学的に説明すること。不可能な場合はユビナガコウモリとして計数し、以降、調査結果の考察、予測評価をやり直すこと。</p>  | <p>「種不明の音声.PF、40-50kHz」として整理したコウモリの音声のパラメータは以下の通りです。</p> <p>FM音の最小値及び最大値</p> <p>SF (kHz) : 52.97-67.24</p> <p>MinF (kHz) : 39.84-46.73</p> <p>PF (kHz) : 42.30-49.07</p> <p>D (ms) : 3.65-4.18</p> <p>FM/QCF音の最小値及び最大値</p> <p>SF (kHz) : 36.70-56.05</p> <p>MinF (kHz) : 33.54-49.22</p> <p>PF (kHz) : 35.01-54.30</p> <p>D (ms) : 2.06-10.78</p> <p>これらの音声はパラメータのいずれかがユビナガコウモリと異なっていたことから、種不明の音声としました。しかし、これらの音声はユビナガコウモリが発した音声である可能性を否定できないことから、ユビナガコウモリを含むPF40-50kHzの音声を発するコウモリとして影響予測を行いました（624ページ）。</p> <p>風車のブレードに衝突する高度50mを飛</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    |   | <p>翔するコウモリのうち、ユビナガコウモリを含むPF40-50kHzの音声を発するコウモリは、カットイン風速(3m/s~5m/s)以下の飛翔が65%~85%であったことから衝突の可能性は低いと考えられます。</p>  |
| 12 | <p>⑫ 552 ページでコウモリ目の一種(20kHz)を「*~ヤマコウモリ及びヒナコウモリ」と断定したのだから、次頁の図10.1.4-23(2)に捕獲されたヒナコウモリの位置を示すこと。</p>  | <p>ヒナコウモリにつきましては、重要な種の選定基準とした文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、環境省レッドリスト2015及び山形県の絶滅のおそれのある野生動物に記載がないことから重要な種として扱っておりません。そのため、ヒナコウモリの捕獲位置を哺乳類の重要な種の確認位置に示していません。</p> <p>「コウモリ目の一種(20kHz)」はヤマコウモリ(山形県の絶滅のおそれのある野生動物に記載:VU)であるかヒナコウモリであるかの判別はできないため位置を示しております。</p> |
| 13 | <p>⑬ 621 ページの表10.1.4-45(4)は、なぜ突然「コウモリ目の一種 20kHz」がヤマコウモリのみになったのか。どこでヒナコウモリを対象種から除外したのか理由を述べる必要がある。</p>   | <p>重要な種を対象種とした予測結果を示したものであり、ヒナコウモリは重要種の選定基準とした文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、環境省レッドリスト2015及び山形県の絶滅のおそれのある野生動物に該当しないことから、記載していません。</p>   |
| 14 | <p>⑭ 932 ページの動物および生態系において「夜間に鳥類や昆虫類、コウモリ類が衝突・誘引する可能性を軽減するため、ライトアップは行わないこととする」と記述されているが、そもそもライトアップすることは示されていない。また、昆虫類は風力発電機から発せられる熱、すなわち遠〜赤外線にも誘引されることから、昆虫類およびコウモリ類の衝突・誘引は軽減されない。</p> | <p>ライトアップを行う場合、ライトアップを行わない場合に比べて、昆虫類の誘引は多くなるものと予測されます。</p> <p>昆虫類の一部は走光性を示すため、ライトアップを行わないことで、昆虫類の誘引は低減可能であると考えられます。</p>   |

| 15         | <p>⑮ 以上のことから、本準備書におけるコウモリ類の調査は出産哺育期の調査が行われておらず（欠測）、内容にも不整合が目立ち、根拠が示されておらず不備が多い。少なくとも出産哺育期の高度別超音波自動録音調査をやり直す必要がある。</p>   | <p>No. 6の回答のとおり、自動録音調査は繁殖期に調査しております。また、調査日の不整合についてのご意見につきましては、調査項目の違いにより、下表のとおり調査日が異なっているものであり、不整合ではございません。</p> <table border="1" data-bbox="849 524 1378 1917"> <thead> <tr> <th data-bbox="849 524 1002 573">調査項目</th> <th data-bbox="1002 524 1378 573">調査期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="849 573 1002 1151">自動録音調査</td> <td data-bbox="1002 573 1378 1151">           録音期間を以下に示す。<br/>           平成27年10月12日～12月15日、平成28年3月11日～10月11日（うち、平成28年7月18日～10月11日は欠測期間）<br/>           解析期間を以下に示す。<br/>           渡来期：平成27年4月27日～5月24日<br/>           繁殖期：平成28年6月1日～6月7日<br/>           渡去後：平成27年10月14日～10月27日         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="849 1151 1002 1294">コウモリ類の捕獲調査</td> <td data-bbox="1002 1151 1378 1294">           平成27年9月22日～25日<br/>           平成28年5月24日～27日<br/>           平成28年7月4日～9日         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="849 1294 1002 1729">渡来・渡去調査</td> <td data-bbox="1002 1294 1378 1729">           平成27年10月14日、26日、27日<br/>           平成28年4月5日、9日、20日、25日、27日<br/>           平成28年5月16日、19日<br/>           平成28年7月8日（補足）<br/>           平成28年9月5日、13日、20日、27日<br/>           平成28年10月4日、11日         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="849 1729 1002 1917">餌場調査</td> <td data-bbox="1002 1729 1378 1917">           平成28年5月17日、18日（対象事業実施区域内）<br/>           平成28年7月5日～7日（対象事業実施区域外）         </td> </tr> </tbody> </table> | 調査項目 | 調査期間 | 自動録音調査 | 録音期間を以下に示す。<br>平成27年10月12日～12月15日、平成28年3月11日～10月11日（うち、平成28年7月18日～10月11日は欠測期間）<br>解析期間を以下に示す。<br>渡来期：平成27年4月27日～5月24日<br>繁殖期：平成28年6月1日～6月7日<br>渡去後：平成27年10月14日～10月27日 | コウモリ類の捕獲調査 | 平成27年9月22日～25日<br>平成28年5月24日～27日<br>平成28年7月4日～9日 | 渡来・渡去調査 | 平成27年10月14日、26日、27日<br>平成28年4月5日、9日、20日、25日、27日<br>平成28年5月16日、19日<br>平成28年7月8日（補足）<br>平成28年9月5日、13日、20日、27日<br>平成28年10月4日、11日 | 餌場調査 | 平成28年5月17日、18日（対象事業実施区域内）<br>平成28年7月5日～7日（対象事業実施区域外） |
|------------|---|--|------|------|--------|---|------------|--|---------|---|------|--|
| 調査項目       | 調査期間  |  |      |      |        |   |            |  |         |   |      |  |
| 自動録音調査     | 録音期間を以下に示す。<br>平成27年10月12日～12月15日、平成28年3月11日～10月11日（うち、平成28年7月18日～10月11日は欠測期間）<br>解析期間を以下に示す。<br>渡来期：平成27年4月27日～5月24日<br>繁殖期：平成28年6月1日～6月7日<br>渡去後：平成27年10月14日～10月27日 |  |      |      |        |   |            |  |         |   |      |  |
| コウモリ類の捕獲調査 | 平成27年9月22日～25日<br>平成28年5月24日～27日<br>平成28年7月4日～9日  |  |      |      |        |   |            |  |         |   |      |  |
| 渡来・渡去調査    | 平成27年10月14日、26日、27日<br>平成28年4月5日、9日、20日、25日、27日<br>平成28年5月16日、19日<br>平成28年7月8日（補足）<br>平成28年9月5日、13日、20日、27日<br>平成28年10月4日、11日   |  |      |      |        |   |            |  |         |   |      |  |
| 餌場調査       | 平成28年5月17日、18日（対象事業実施区域内）<br>平成28年7月5日～7日（対象事業実施区域外）  |  |      |      |        |   |            |  |         |   |      |  |

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| <p>16</p> | <p>バードストライク回避の為の意見</p> <p>◎環境アセスの結果、クマタカの3営巣地が確認され、それらのテリトリーが当該予定地に形成されている。特に峰の北側では3つのテリトリーが輻輳しており、それらのテリトリーがかかっている範囲ではクマタカが他のテリトリーの個体と争うので、風車のブレードへの注意が削がれる可能性が大きく、バードストライクへの危険性が増大する。</p> <p>また、スキー場やハングラライダー飛翔場所は開けており、猛禽類の狩場となるのが常である。</p> <p>因って、貴社の「環境影響評価準備書のあらまし」の1ページ概要の右の図に示してある、スキー場やハングラライダー飛翔場所に近い、北側から3基の設置予定の場所には設置しない様に変更されたい。</p> | <p>計画当初は、風況観測結果を用いた風況のシミュレーションを行い、風況の良い地点で、かつ、既設林道沿いの施工性に優れた地点に風力発電機の設置を計画しましたが、バードストライクの影響も考えられたことから、方法書段階から、風力発電機の設置基数を減らし、飛翔頻度の高い場所から極力離すように設置位置を検討し、北側に設置予定であった風力発電機の位置を極力南側に移動しクマタカへの影響を低減する環境保全措置を講じました。</p>                       |
| <p>17</p> | <p>◎風車ブレードへのバードストライク回避の研究は現在進行形的に研究されている。「環境省の鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」、「日本大学大学院総合社会情報研究科眞邊一近教授、バードストライク・風力発電と野生生物」や日本野鳥の会「風力発電が野鳥に与える影響のまとめ」等を参考に、バードストライクの極力無い様にする方法で進められたい。</p>  | <p>No. 16の回答のとおり、クマタカへの影響を低減するため、風車の設置位置を極力南側に移動し、バードストライクの確率の低減を図りました。また、ご指摘の資料には、バードストライクに対する対策としてブレードへの塗色等が検討されていることも存じておりますが、その有効性については、明確な結果が得られていないこともあり、現段階では採用には至っていない状況です。引き続きバードストライクに有効な対策については、知見の収集に努めて必要な措置を検討してまいります。</p> |
| <p>18</p> | <p>工事用道路の生態系への影響の低減(作業ヤードも同様)</p> <p>◎風車建設には八森山に登坂する大型車両用に道路拡幅がなされると考えられるが、現在の路肩付近にも稀少種が自生している。</p> <p>それらに対する影響を軽減する為、鉄板等を用いたりして必要最小限の拡幅とし、法</p>  | <p>土工量を少なくするよう、地形改変は極力小さくする方針であり、道路拡幅についても必要最小限の拡幅とするよう、今後、詳細設計を進める計画です。</p> <p>法面緑化の工法については、外来植物の侵入を抑える工法を検討いたします。</p> <p>また、植物の保全に関しましては、地形改変を小さくし、回避・低減を優先するこ</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>面緑化等にはシードマット法を用いて、外来植物等の侵入を抑える方法を採らきたい。</p> <p>貴重・稀少種等の保全は、現地にあつてこそその植物地理学・社会学的価値があるので、移植は万止むを得ない場合のみとし、現地での保全を第一義とされたい。</p>   | <p>ととし、代償措置となる移植につきましては、専門家の意見を聴取し、頂いたご意見も参考に、検討させていただきます。</p>   |
| 19 | <p>メンテナンス等</p> <p>◎設置してからバードストライクが顕著だったり、色々な障害が出たりした場合は、設置位置の移動も含めた抜本的見直しをやる体制を持って貰いたい。</p>   | <p>No. 16の回答のとおり、クマタカへの影響を低減するため、風車の設置位置を極力南側に移動し、バードストライクの確率の低減を図りました。</p> <p>また、風車設置後につきましては、猛禽類などについて事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導・助言を得た上で適切な対策を講じることとします。引き続きバードストライクに有効な対策については、知見の収集に努めて必要な措置を検討してまいります。</p> |
| 20 | <p>■コテングコウモリ、テングコウモリの影響予測について</p> <p>「本種は主に樹林内を飛翔し、長距離の渡りも行わないこと、現地調査の確認も地表付近での捕獲であったことから、ブレード・タワーの回転域の高度を飛翔することはないと考えられる。」</p> <p>とあるが</p> <p>研究によればコテングコウモリなどは樹冠付近のねぐらを利用していることもあり、必ずしも林内のみを利用しているわけではない。「現地調査の確認が地表付近の捕獲」はたまたま地表付近で捕獲されただけであろう。</p> <p>高空の録音調査でも地上 50m で種不明の音声を確認されている。これらがテングコウモリやコテングコウモリでないとなぜ言い切れるのか？</p> <p>「ブレード・タワーの回転域の高度を飛翔</p> | <p>コテングコウモリやテングコウモリは、周波数から種不明のコウモリとして整理した音声のうち、40kHzに該当する可能性があります。</p> <p>このうち、風車衝突高度である地上50mを飛翔する種不明のコウモリについては、コテングコウモリやテングコウモリだけに関わらず衝突する可能性を踏まえて影響予測を実施しております。</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>することはない」という事業者の予測は早まった一般化ではないのか？</p>   |   |
| 21 | <p>■コウモリ類の影響予測について</p> <p>P625に「本事業の風車ではカットイン風速を3m/s～5m/sと予定しているため、多数のコウモリが飛翔する風速ではブレードは回っていないか、回っている場合もゆっくり回っていると考えられるため、40kHz程度の音声を発するコウモリの飛翔に与える影響は小さいと考えられる。」とあるが、P476～P478をみると風速5～10mでもコウモリが出現しているのでカットイン5m/sであればバットストライクは生じる。また回転をはじめたブレードは低風速でも止まらず回転を続けるので風速5m/s以下でもバットストライクの生じる危険性が高い。</p> | <p>40kHz程度の音声を発するコウモリへのバットストライクの影響が生じる可能性はあると認識しておりますが、準備書624～625ページに記載したように、飛翔の状況や風速との関係を検討した結果から、衝突の可能性は低く、飛翔に与える影響は小さいと判断しました。</p>                             |
| 22 | <p>■コウモリ類の影響予測について</p> <p>P625に「本事業の風車ではカットイン風速を3m/s～5m/sと予定しているため、多数のコウモリが飛翔する風速ではブレードは回っていないか、回っている場合もゆっくり回っていると考えられるため、40kHz程度の音声を発するコウモリの飛翔に与える影響は小さいと考えられる。」とあるが、</p> <p>なぜ「ゆっくりまわっている」から「コウモリ類の飛翔に与える影響が小さい」といえるのか？ゆっくり回っているから「バットストライクが生じない」という科学的な根拠を示せ。</p>                                | <p>カットイン風速を上げると、コウモリの衝突する可能性が低減されることが、EUROBATS（2014）に示されております。</p>  |
| 23 | <p>■コウモリ類の影響予測について</p> <p>P625「20～25kHz程度の音声を計41回確認した。調査期間49日間に41回の確認であることから、20～25kHz程度の音声を発するコウモリの飛翔に与える影響は小さいと考えられる。」とあるが、常識的に考えれば49日間に41</p>   | <p>20～25kHz程度の音声のうち、風車のブレードに当たる高さ（高度50m）を飛翔していたのは計23回（p624）でした。23回のうち風速3m/s～5m/s以下での確認が8回～16回でした。このため、衝突の危険性の高い風速3m/s～風速5m/s以上で確認された20-25kHzの音声は49日間に7回～15回であ</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>回も確認されているならば影響は小さいとは言えない。</p> <p>事業者は「年間何個体までのコウモリを殺してよい」という基準があるのか？ならば事業者が1年間1基あたりにつき何個体のコウモリを殺すのかを示せ。</p> <p>事業者は49日間の調査をした。これはコウモリの活動期間の18%に過ぎない。単純に考えれば、年間226個体が1基あたりで死ぬ。衝突率10%でも年間23個体が死ぬという計算だ。1基あたり年間23個体も殺して「影響が小さい」となぜ言えるのか？</p>   | <p>り、頻度が低いと考えられます。</p>   |
| 24 | <p>■「ライトアップをしない」というコウモリの保全措置について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。そもそも「ライトアップの回避」が「バットストライクを低減した」という科学的証拠はあるのか？</p>  | <p>環境省の「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年1月、平成27年9月修正版）においては、「ライトアップが昆虫類を誘引することで、それを餌とする夜行性鳥類やコウモリ類も誘引される可能性にも留意することが望ましい。」とされており、「ライトアップの回避」は保全措置の一つになると考えております。</p> |
| 25 | <p>■コウモリの保全措置について</p> <p>コウモリ類への環境保全措置である「カットインスピードをあげることと低風時のフェザリング（ブレードの回転制御）」は、事業者が「技術的に実行可能な保全措置」である。実行可能な技術でありながら保全措置として検討しないのは発電所アセス省令第二十九条に反する行為ではないか。</p> <p>-----</p> <p>第二十九条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で特定対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。</p> <p>-----</p> | <p>風力発電機のカットイン速度の設定が、コウモリ類の保全対策に有効であると言われていることは認識しております。</p> <p>事後調査によりバットストライクの懸念が著しく生じると判断した場合には、専門家のご意見や最新の知見等も踏まえ、追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>                        |



|           |  |  |
|-----------|--|--|
| <p>26</p> | <p>■コウモリの保全措置について</p> <p>仮に「事後調査で重要なコウモリの死体を確認した後で環境保全措置を講じることが検討」してもすでに個体は死んでいるのだからバットストライクへの影響は低減できない。また「事後調査」自体は以下（発電所アセス省令第三十一条）に示すように「環境保全措置ではない」ので、「バットストライクへの影響は低減」できない。</p> <p>-----</p> <p>（事後調査）</p> <p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行うものとする。</p> <p>一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合</p> <p>二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合</p> <p>三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合</p> <p>-----</p> | <p>事後調査自体は環境保全措置とは異なることは認識しております。バットストライクは予測の不確実性を伴うために実施するものであり、事後調査でバットストライクの懸念が著しく生じると判断した場合には、専門家のご意見や最新の知見等も踏まえ、追加的な環境保全措置を検討いたします。</p> |
| <p>27</p> | <p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでフェザリング（ブレードの回転制御）は実施しない（できない）」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」直接的な理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。</p> <p>国内事例が少なくとも保全措置の実施は可能であろう。</p>  | <p>No. 25に対する見解のとおりです。</p>   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 28 | <p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでフェザリング（ブレードの回転制御）を実施しない（できない）」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげることと低風時のフェザリング」は、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた、論点のすり替えである。そもそも先行事例はあるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。</p> | No. 25に対する見解のとおりです。   |
| 29 | <p>■事後調査計画について</p> <p>コウモリ類の死体は小さいため、月 1～2 回程度の頻度では、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて消失してしまう。ひとつの風力発電機につき、最低でも 4 回以上/月の死体探索を、すべての風車について行うべきだ。</p> <p>なお、定期点検を事後調査の代替にしようとした事業者がいたが、定期点検者と生物調査員ではコウモリ類の死体発見率が全く異なる。コウモリ類の死体は小さく見つけづらい。コウモリの死体探索調査は定期点検のついでに行えるほど簡単な調査ではない。</p>   | <p>環境省の「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年1月、平成27年9月修正版）においては、死骸調査の推奨される標準的な調査手法が示されており、「ひとつの風車につき、1回以上/月とする。可能であれば2回/月。」と記載されており、これに準拠し行います。なお、調査は生物に知見を有する調査員により行います。</p> |
| 30 | <p>■事後調査計画について</p> <p>コウモリ類の死骸は廃棄せず、普通種も含めてすべて冷凍保存し、「コウモリの専門家」に分析（種の同定を含む）を依頼すること。もしコウモリの死体が発見された場合は、至急「コウモリの専門家」（バット</p>  | <p>コウモリ類の死骸調査は、生物に知見を有する調査員により行い、現場での同定を行います。また、事後調査によりバットストライクの懸念が著しく生じると判断した場合には、専門家のご意見や最新の知見等も踏まえ、追加的な環境保全措置を検討</p>   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>ストライクに十分な知識のある者)に相談し、必要な保全措置を講じること。</p> | <p>いたします。</p> <p>なお、現場にて同定が困難な場合は、必要に応じて、専門家にご意見を伺います。</p> |
|--|--|--|

### 3. その他の意見

| No. | 意見の概要  | 当社の見解  |
|-----|--|--|
| 1   | <p>■意見書の提出方法について</p> <p>御社のHPにはメールで意見を受け付けるとの記載がない。メールで意見を受け付けるならばその旨をきちんとHPに記載せよ。</p> | <p>意見書の受付は、意見書箱への投函、もしくは郵送のどちらかでありメールでは受け付けておりません。</p> |

○山形新聞（平成29年3月8日（水）朝刊：2面）

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、一(仮称)鶴岡八森山風力発電事業  
環境影響評価準備書」を公告・縦覧します。  
一、対象事業について

事業者の名称 合同会社JRE鶴岡八森山  
代表者の氏名 代表社員 シャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
職務執行者 中川 隆久

所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号  
六本木ヒルズノースタワー15階

対象事業の名称 (仮称)鶴岡八森山風力発電事業  
原動力の種類 風力(陸上)  
出力 最大2万3千8百キロワット

対象事業実施区域 山形県鶴岡市八森山周辺  
関係地域の範囲 山形県鶴岡市

二、縦覧について  
期 間 平成29年3月8日(水)～4月7日(金)  
(土・日・祝日、施設の休館日を除く)  
場所・時間 鶴岡市役所市民環境課、三瀬コミュニティセンター、堅吾沢公民館、山五十川公民館、安土公民館・午前9時～午後5時  
小波渡自治会館・午前9時～午後3時  
五十川自治会館・午前10時～午後4時

三、電子縦覧 <http://www.jre.co.jp/news/>  
意見書の提出について  
準備書について、環境保全の見地からの意見ををお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)を記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください。  
提出期限 平成29年4月21日(金)まで

四、説明会の開催について  
日時 平成29年3月20日(月・祝)午後1時30分  
場所 鶴岡市総合保健福祉センター にこふる  
お問合せ先  
シャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
電源開発本部 推進部 担当 能城(のつじょう)  
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号  
六本木ヒルズノースタワー15階  
電話03-6455-4900

○広報つるおか（平成29年3月号：19ページ）

**(仮称)鶴岡八森山風力発電事業に係る環境影響評価準備書を縦覧します**

合同会社JRE鶴岡八森山では、八森山周辺に風力発電所の設置を計画しています。設置に先立ち、環境影響評価の結果を記載した環境影響評価準備書を、3月8日(水)～4月7日(金)に本所環境課、三瀬コミュニティセンター等やシャパン・リニューアブル・エナジー(株)HPで縦覧し、4月21日(金)まで意見書の提出を受け付けます。

**合同会社**03・6455・4900 **他**市HP。3月20日(月)午後1時30分に総合保健福祉センター(にこふる)で説明会を開催

## ○ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ (1/3)



HOME &gt; ニュース &gt; ニュース 2017

2017年3月2日 **記事**

## （仮称）鶴岡八森山風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

合同会社JRE鶴岡八森山は、環境影響評価法に基づき、「（仮称）鶴岡八森山風力発電事業 環境影響評価準備書」（以下、「準備書」）を平成29年3月7日付で経済産業大臣に届け出るとともに、山形県知事及び鶴岡市長へ送付しました。

準備書について、下記のとおり、縦覧の実施及び説明会を開催します。

### ■ 準備書の縦覧について

| 縦覧場所   | 時間         |
|--|------------|
| 鶴岡市役所市民部環境課                                      | 午前9時～午後5時  |
| 三瀬コミュニティセンター                                     | 午前9時～午後5時  |
| 聖音沢公民館   | 午前9時～午後5時  |
| 山五十川公民館  | 午前9時～午後5時  |
| 安土公民館  | 午前9時～午後5時  |
| 小波瀬自治会館（小波瀬公民館）                                  | 午前9時～午後3時  |
| 五十川自治公民館   | 午前10時～午後4時 |
| 縦覧期間   |            |
| 平成29年3月8日（水）～平成29年4月7日（金）<br>（土・日・祝祭日、施設の休館日を除く） |            |

### ■ インターネットによる縦覧

※Windows10 Internet Explorer11でご覧いただけます。

それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。

■ 準備書

> ニュース 2017

> ニュース 2016

> ニュース 2015

> ニュース 2014

> ニュース 2013

**表紙目次** [PDF](#)

**第1章** 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [PDF](#)

**第2章** 対象事業の目的及び内容 [PDF](#)

**第3章** 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況 [PDF](#)

3.2 社会的状況 [PDF](#)

**第4章** 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 [PDF](#)

**第5章** 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [PDF](#)

**第6章** 方法書についての意見と事業者の見解 [PDF](#)

**第7章** 方法書に対する経済産業大臣の勧告 [PDF](#)

**第8章** 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [PDF](#)

**第9章** 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言 [PDF](#)

**第10章** 環境影響評価の結果

10.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果

10.1.1 大気環境 [PDF](#)

10.1.2 水環境 [PDF](#)

10.1.3 その他の環境 [PDF](#)

10.1.4 動物(1) [PDF](#)

10.1.4 動物(2) [PDF](#)

10.1.5 植物 [PDF](#)

10.1.6 生態系 [PDF](#)

10.1.7 景観 [PDF](#)

10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場 [PDF](#)

10.1.9 廃棄物等 [PDF](#)

10.1.10 専門家等からの意見の概要 [PDF](#)

10.2 環境の保全のための措置 [PDF](#)

10.3 事後調査 [PDF](#)

10.4 環境影響の総合的な評価 [PDF](#)

**第11章** 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [PDF](#)

**第12章** [その他環境省令が定める事項](#) PDF

[資料編](#) PDF

[要約書](#) PDF

### 意見書の提出について

準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（平成29年4月21日（金）まで）

(2)当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 電源開発本部宛

（平成29年4月21日（金）当日消印有効）

[意見書用紙](#) PDF

### 説明会の開催について

|    |  |
|----|--|
| 日時 | 平成29年3月20日（月・祝）午後1時30分～午後3時<br>（受付・開場は午後1時～） |
| 会場 | 鎌岡市総合保健福祉センター にこふる（山形県鎌岡市泉町5-30）             |

### お問合せ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

電源開発本部 担当 酒井、岩澤、能城

電話 03-6455-4900

（土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社  
Japan Renewable Energy Corporation

[用地募集について](#)

[事業譲渡について](#)

[お問い合わせ](#)

## ○山形県ホームページ

山形県 Yamagata Prefectural Government

初めの方へ Foreign Language 携帯サイト サイトマップ 背景色 白 黒 青

文字の大きさ 拡大 標準

つや姫

言語を選択

検索

目的でさがす 組織でさがす

暮らし・環境・社会基盤 | 健康・福祉・子育て | 教育・文化 | 産業・観光・しごと | 県政運営・地域情報

ホーム > 組織で探す > 環境エネルギー部 > みどり自然課 > 環境影響評価担当・温泉保全係 > 山形県の環境影響評価 > 環境アセスメント情報(その13)

## 環境アセスメント情報(その13)

▶ [ひとつ上の階層へ](#)

## 関連情報

▶ [みどり自然課](#)

- 事業名称 (仮称)鶴岡八森山風力発電事業
- 事業種類 風力発電所の設置(法第一種対象)
- 手続き状況 方法書手続き中
- 事業規模 最大 27,000kW
- 事業実施区域 鶴岡市
- 関係地域 鶴岡市
- 事業者 合同会社JRE鶴岡八森山
- 計画段階配慮書手続き
  - 縦覧期間 平成27年7月17日～平成27年8月17日
  - 一般意見締切日 平成27年8月17日
  - [配慮書知事意見\(PDF 98KB\)](#) 平成27年 9月 7日
- 方法書手続き
  - 縦覧期間 平成28年1月26日～平成28年2月25日
  - 一般意見締切日 平成28年3月10日
  - [方法書知事意見\(PDF 74KB\)](#) 平成28年 5月 13日
- 準備書手続き
  - 縦覧期間 平成29年3月8日～平成29年4月7日
  - 一般意見締切日 平成29年4月21日
  - 電子縦覧(事業者ウェブサイト) <http://www.jre.co.jp/news/>

## この記事に対するお問い合わせ

担当課: みどり自然課  
 担当:  
 TEL/FAX:  
 E-Mail: [お問い合わせはこちら](#)

◎ [このページの先頭へ](#)

[個人情報の取り扱いについて](#) | [著作権](#) | [免責事項](#) | [このサイトのご利用について](#) | [アクセシビリティへの取り組み](#) | [RSS配信について](#)

山形県庁(県庁へのアクセス)

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 電話:023-630-2211(代表)

Copyright © 2014 Yamagata Prefectural Government All Rights Reserved.



## ○鶴岡市ホームページ



Tsuruoka City

鶴岡市

▶ 音声読み上げ・文字拡大 ▶ 検索について  
multilingual

▶ English ▶ 簡体中文 ▶ 繁体中文 ▶ Korean ▶ サイトマップ

暮らし 健康・福祉・医療 子育て・教育 安全・安心 文化・スポーツ 都市整備・環境 年金・保険 税金

現在のページ > トップページ > 都市整備・環境 > 環境・エネルギー > エネルギー政策・再生可能エネルギー > (仮称) 鶴岡八森山風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

## (仮称) 鶴岡八森山風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

更新日：2017年3月8日

合同会社JRE八森山では、八森山周辺において風力発電所の設置を計画しています。その設置に先立ち、環境影響評価の結果等を記載した「環境影響評価準備書」の縦覧を行っています。

また、準備書の記載事項を周知するための説明会が平成29年3月20日（月・祝）に開催されます。

### 縦覧期間

平成29年3月8日（水曜）～4月7日（金曜）

※土・日・祝日、施設の休館日は除く

### 縦覧場所・時間

| 施設名          | 住所         | 縦覧時間        |
|--------------|------------|-------------|
| 鶴岡市役所市民部環境課  | 馬場町9-25    | 09:00～17:00 |
| 三瀬コミュニティセンター | 三瀬字堅田138-8 |             |
| 堅苔沢公民館       | 堅苔沢字淵の上533 |             |
| 山五十川公民館      | 山五十川甲475-1 |             |
| 安土公民館        | 五十川字安土46-1 | 09:00～15:00 |
| 小波渡公民館       | 小波渡字浜田53-1 |             |
| 五十川自治公民館     | 五十川乙14     | 10:00～16:00 |

### インターネットによる縦覧

事業者ウェブサイト（外部リンク）

<http://www.jre.co.jp/news/>

### 意見受付

平成29年3月8日（水曜）～4月21日（金曜）

準備書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見（日本語）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、下記の問い合わせ先に郵送ください。

### 説明会の開催

日時 平成29年3月20日（月・祝）

13:30～15:00（受付・開場は13:00～）

会場 総合保健福祉センター（にこ・ふる）3階大会議室  
（鶴岡市泉町5-30）

※説明会への参加にあたって、事前の申込みは不要です。

### 問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

電源開発本部 推進部 担当 能城 愛

〒106-0032 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー15階

03-6455-4900（代表）

※土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで

### お問い合わせ

#### 鶴岡市役所 環境課

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

電話：0235-25-2111

FAX：0235-22-2868

エネルギー政策・再生可能エネルギー

▶ (仮称) 鶴岡八森山風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

▶ クリーンエネルギー賦存量等調査報告（平成22年度）

▶ 鶴岡市地域エネルギービジョン（平成25年5月）

▶ 再生可能エネルギー設備普及促進事業費補助金

このページを見ている人はこんなページも見ています

▶ 降雪情報について

▶ 市議会3月定例会日程のお知らせ

▶ 羽黒地域振興懇談会

▶ 「赤川桜づつみ桜の伐採」に関するお知らせ

▶ 児童館だより

お気に入り 編集

登録されているページはありません。

このページを登録する

情報がみつからないときは

